

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本務第454号  
令和8年3月18日  
宮城県警察本部長

宮城県警察証明事務取扱要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察における警察証明事務の取扱いについては、「宮城県警察証明事務取扱要綱の改正について（通達）」（令和2年3月24日付け宮本務第545号）により運用してきたところであるが、この度、宮城県警察証明事務取扱要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。また、改正の要点等は下記のとおりであるので参考とされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

#### 1 改正の要点

- (1) 警察証明の内容に係る事項の当事者から委任状を得ることが困難であると認められる場合において、警察証明を行うことができることを追加した。
- (2) 申請者に対する本人確認の実施について追加した。
- (3) キャッシュレス決済又は現金支払による手数料の徴収方法等について追加した。
- (4) 宮城県収入証紙の廃止に伴い、様式の整理を行った。
- (5) その他文言の整理を行った。

#### 2 施行期日

令和8年4月1日

## 別添

### 宮城県警察証明事務取扱要綱

#### 第1 目的

この要綱は、宮城県警察における警察証明事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 用語の定義

- 1 この要綱において「警察証明」とは、法令の規定により、請求、届出、申請、申立等を行おうとする者が、当該請求、届出、申請、申立等に係る事実に関し、当該事実を明らかにすることができる書類、やむを得ない理由を証するに足る書類等を、請求書、届出書、申請書、申立書等に添付し、又は提出するときに、当該者の求めに応じて警察が行う、警察職員が職務として行った当該事実に関する事項又は当該事実に関して警察に届け出られた事項（以下「証明事項」という。）の書面による通知をいう。
- 2 この要綱において「事実証明」とは、警察証明のうち、法令の規定により行われる請求、届出、申請、申立等に係る事実のうち警察職員が職務として行った当該事実に関する事項の書面による通知をいう。
- 3 この要綱において「届出証明」とは、警察証明のうち、法令の規定により行われる請求、届出、申請、申立等に係る事実のうち当該事実に関して警察に届け出られた事項の書面による通知をいう。

#### 第3 警察証明の取扱い

- 1 警察証明は、警察本部において取り扱うものは警察本部長が、警察署において取り扱うものは警察署長が行い、その取扱いは、警察本部にあつては証明事項の事務を所管する課と、警察署にあつては警務課とする。
- 2 警察署の警務課は、証明事項を自ら確認することができないときは、当該警察署の証明事項の事務を所管する課に照会し、又は調査を依頼するものとする。

#### 第4 警察証明の内容

- 1 事実証明の内容は、別表第1の警察証明の内容欄に掲げるものとする。
- 2 届出証明の内容は、別表第2の警察証明の内容欄に掲げるものとする。
- 3 前記1及び2に規定するもののほか、次の(1)から(3)までの1以上に該当するものについて、警察証明を行うものとする。
  - (1) 警察以外に証明を行う行政機関がなく、証明が得られない場合は、法令の規定により請求、届出、申請、申立等を行おうとする者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
  - (2) 警察証明がない場合には、行政機関等において、その事務の取扱いに著しく支障を来すもので、当該行政機関等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
  - (3) その他特別な事情が認められるもの

## 第5 証明申請書の受理及び証明書の交付

### 1 申請者

申請者は、警察証明の内容に係る事項の当事者（以下「当事者」という。）に限る。ただし、当事者が直接申請することができない特別な事情があるときは、当事者からの委任状を持参した代理人から申請させることができる。この場合において、当事者からの委任状を得ることが困難であると認められるときは、当事者の委任の意思を確認することができるとき、又は証明事項の種別、経緯その他の事情に照らし、証明を行うことが当事者の意思に反せず、かつ証明をしないことで申請者がその責によらず不利益を被ると認められるときに限り、警察証明を行うことができる。

### 2 申請の受理

- (1) 申請者に、警察証明申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載させ、申請者が証明を必要とする理由、使用目的及び提出先について確認するものとする。この場合において、氏名欄には申請者に記名させるものとするほか、個人番号カード又は旅券、運転免許証等を提示させ、申請者本人であることを確認するものとする。
- (2) 申請者が利き腕を負傷している場合、書字が困難である場合等、自筆で記載することが著しく困難な場合において、申請者からの依頼があるときは、代書することができる。この場合において、事務担当者は、申請者の面前で申請書の適当な箇所に代書した旨を記載するものとする。
- (3) 申請者が希望するときは、郵送による申請を受理することができる。この場合において、申請書とともに前記(1)に掲げる書類の写し（個人番号カードにあっては表面に限る。）を送付させるものとする。
- (4) 申請の受理に際しては、警察による証明が適当か否かを十分に検討しなければならない。検討した結果、警察による証明が適当でない認められる場合は、申請を不受理とし、その旨を申請者に説明するものとする。
- (5) 申請を受理する場合であって、警察証明の内容が身体を拘束したこと又は遺失の届出に係るものであるときは、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）に定める手数料を徴収しなければならない。

手数料は、キャッシュレス決済端末を使用してキャッシュレス決済又は現金支払により徴収し、キャッシュレス決済端末から発行される「利用明細書」又は「領収書」（以下「利用明細書等」という。）の提示を受け、申請者が当該申請に係る手数料を支払い済みであることを確認すること。その際、申請書及び利用明細書等には「支払確認済」の印を押印し、利用明細書等を申請者へ返却するものとする。

なお、郵送による申請の場合は現金書留郵便により現金を送付させるものとし、送付された現金については、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第5条に定める現金取扱員（次席の現金取扱員を含む。）に対して収納を依頼し、収納に伴い発行された現金領収票（財務規則運用通知様式73号の1）を申請者に対して交付するものとする。

### 3 警察証明に係る書面の交付

- (1) 警察本部長又は警察署長（以下「証明者」という。）は、警察証明に係る書面の交付に当たっては、警察証明書（別記様式第2号）を作成し、申請者に対して交付するものとする。
- (2) 証明事項が複雑多岐にわたるなど、証明事項欄に記載することが適当でないときは、別紙を添付して交付することができる。ただし、警察証明の根拠とした関係書類の写しを添付してはならない。
- (3) 申請者が希望するときは、郵送により交付することができる。

### 4 警察証明に係る書面の数

警察証明に係る書面の数は、原則として申請1件につき1通とする。

### 第6 簿冊等

証明者は、警察証明書交付整理簿（別記様式第3号）により、警察証明書の交付状況について整理するものとする。

### 第7 報告

当年度分の警察証明書の交付状況は、警察証明書交付整理簿の写しを送付することにより、翌年度の4月末日までに警務部警務課長へ報告すること。

別表第 1

警察証明の内容	提出先	使用目的
身体を拘束したこと。	住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は町村長	児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求
		児童扶養手当現況届
	都道府県公安委員会	運転免許証の更新を受けなかった者による運転免許の申請
		基準該当初心運転者の再試験の受験
		更新期間前における運転免許証の更新の申請
		軽微違反行為をした者の講習の受講
	都道府県公安委員会	初心運転者講習の受講
	指定講習機関	
	市町村長	国民健康保険料の減免の申請

別表第2

警察証明の内容	届出に係る物件	提出先	使用目的
遺失の届出又は被害の届出を受理したこと。	在留カード	地方入国管理局長	再交付の申請
	特別永住者証明書	市町村長	
	旅券	外務大臣（都道府県知事経由）	紛失の届出
	有価証券（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）による改正前の民法施行法（明治31年法律第11号）第57条に規定する有価証券を含む。）	裁判所	公示催告の申立
	株券	当該株券の発行会社	株券喪失登録
	金品（被害に係るものに限る。）	税務署	雑損控除
行方不明者の届出（家出人捜索願）を受理したこと。	/	家庭裁判所	失踪宣告の申立
		住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長	児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求
			児童扶養手当現況届

備考 1 外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

2 在留カード及び特別永住者証明書の再交付申請に係る証明書の発行については、申請者から「資料提出通知書」の提示があった場合に限る。

別記様式第1号

## 警察証明申請書

殿

次の記載内容に相違ありませんので、申請事項について証明してください。

申請日	年 月 日
住所	〒 ー
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
使用目的	
提出先	
申請事項	

警 察 証 明 書

証明事項

証明番号第 号

上記の事項を証明します。

年 月 日

印

TEL :

